

利賀ダム建設事業 報告資料

〔第2回庄川水系流域委員会（令和2年7月30日）を受けての報告〕

令和2年9月

北陸地方整備局

目 次

1. 河川事業の再評価について	P	1
2. 庄川水系流域委員会について	P	2
3. 利賀ダム建設事業の概要	P	3
4. 審議の結果	P	5

1. 河川事業の再評価について

○河川事業の再評価は、『国土交通省所管公共事業の再評価実施要領』及び『河川及びダム事業の再評価実施要領細目』では、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業再評価委員会に代えて当該委員会で審議を行い、その結果を事業評価監視委員会に「報告」することとなっている。

◇国土交通省所管公共事業の再評価実施要領【抜粋】

第6 事業再評価監視委員会

6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

(4) 河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

◇河川及びダム事業の再評価実施要領細目【抜粋】

第6 事業評価監視委員会

実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

2. 庄川水系流域委員会について

第1回 庄川水系流域委員会(令和2年5月21日)

<第1回流域委員会 議事>

- 設立趣旨・規約、公開規約、傍聴規約
- 流域委員会の進め方
- 庄川水系河川整備計画の点検
- 利賀ダム事業監理委員会報告

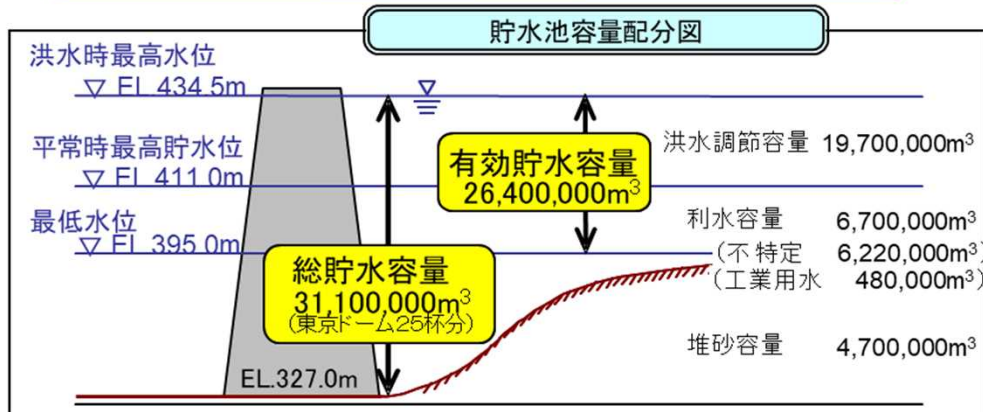
第2回 庄川水系流域委員会(令和2年7月30日)

<第2回流域委員会 議事>

- 河川整備計画の点検(補足)
- 事業再評価
 - ・庄川直轄河川改修事業
 - ・利賀ダム建設事業

3. 事業の概要

- 河川名： 一級河川庄川水系利賀川
- 位置： 富山県南砺市利賀村
- 事業費： 約1,150億円
- 工期： 令和4年度



①洪水調節

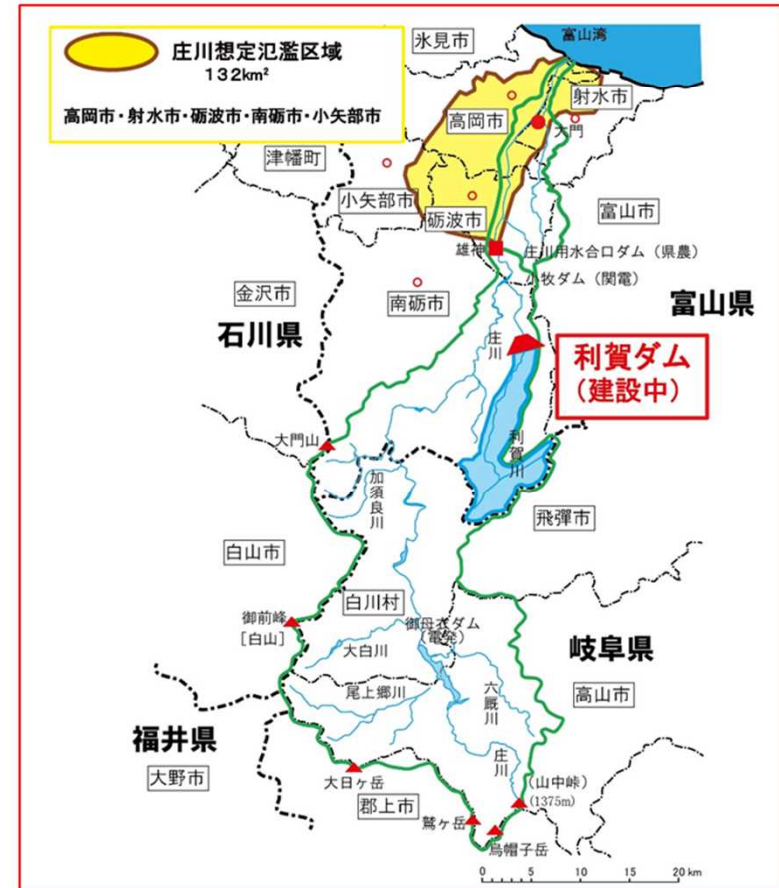
ダム地点の計画高水流量770m³/sのうち、500m³/sの洪水調節を行う。

②流水の正常な機能の維持

庄川本川及び支川利賀川の既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進をはかる。

③工業用水道

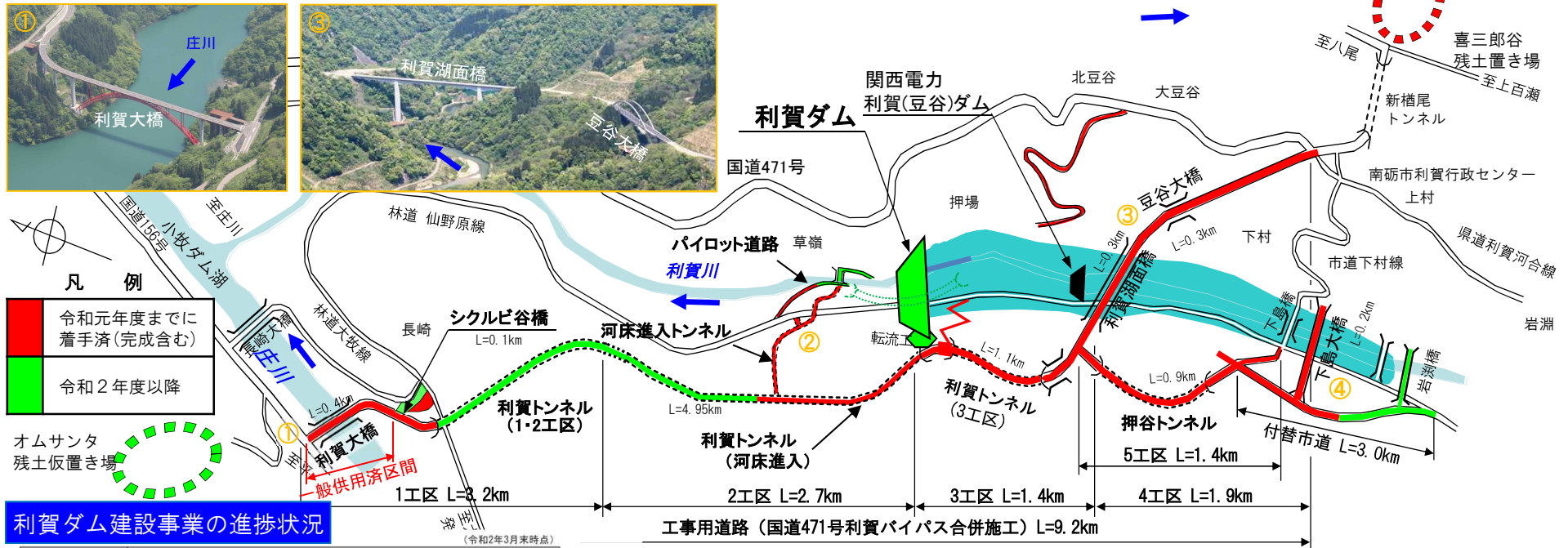
富山県に対し、庄地点において、工業用水として新たに1日最大8,640m³/日 (0.1m³/s)の取水を可能ならしめる。



3. 事業の概要

- 建設事業着手以降、事業に必要な用地のうち69%が取得済み、家屋移転も100%が完了している。
- ダム本体建設に必要な工事用道路は全体延長11.7kmのうち67%が着手済みである。
- 令和元年度より河床進入路及び利賀トンネル(河床進入)を含む転流工進入路関連工事に着手している。

事業の進捗状況



利賀ダム建設事業の進捗状況

補償基準	H12. 3 利賀ダム工事用道路建設に伴う補償基準受給 H14. 12 利賀ダム建設事業に伴う補償基準受給 H15. 6 利賀ダム工事用道路等(口山地区)補償基準受給	地権者との用地補償等に 係る基準は全て受給
用地取得 (136ha)	69% (94ha)	
家屋移転 (3戸)	100% (3戸)	
代替地(宅地)	100% (3戸移転済)	
付替市道 (3.0km)	67% (2.0km)	
工事用道路 (11.7km)	67% (7.8km)	※工事用道路11.7kmのうち9.2kmは、 国道471号バイパスとの合併施工 ※狭間地区関係を除く
ダム本体及 び関連工事	※ダム本体工事については未着手	

※ ■ --用地取得 ■ --代替地 ■ --付替市道 ■ --工事用道路 ■ --本体関連



3. 事業の概要 利賀ダム建設事業の基本計画(第2回)変更(案)

- 利賀ダム建設事業は基本計画について変更(第2回)予定である。事業再評価は利賀ダム建設事業の基本計画(第2回)変更(案)をもって実施する。

○「特定多目的ダム法」の基本計画とは

※なお、令和2年8月31日に利賀ダム建設に関する基本計画は変更(第2回)された。

◆「特定多目的ダム法の第4条」

第4条 国土交通大臣は、多目的ダムを新築しようとするときは、その建設に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を作成しなければならない。

2 基本計画には、新築しようとする多目的ダムに関し、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 建設の目的
- 二 位置及び名称
- 三 規模及び形式
- 四 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項
- 五 ダム使用权の設定予定者
- 六 建設に要する費用及びその負担に関する事項
- 七 工期
- 八 その他建設に関する基本的事項

4 国土交通大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及び基本計画に定められるべき、又は定められたダム使用权の設定予定者の意見をきかなければならない。この場合において、関係都道府県知事は、意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

○利賀ダム建設事業に係る基本計画の策定・変更の経緯

- ◆ 利賀ダム建設事業では、平成6年度に基本計画(当初)を策定し、平成20年度に1回変更(現計画)を実施。

		当初	第1回変更
策定(変更)日		平成6年11月22日	平成21年3月11日
諸 元	形 式	重力式コンクリートダム	変更なし
	堤 高	110.0m	112.0m
	総貯水容量	31,100千m ³	変更なし
工 期		H元～H20	H元～R4
建設負担率		河川 99.34% 工業用水 0.66%	変更なし
総事業費		約 900億円	約 1,150億円

3. 事業の概要 利賀ダム建設事業の基本計画(第2回)変更(案)

- ◆ 平成22年度から、ダム事業の検証対象ダムとして、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、点検を実施し、平成28年8月に事業継続との対応方針が示された。

	ダム検証時(H28.8)の点検結果
総事業費	約1,276億円
工期	工事用道路(転流工進入路)着工から事業完了までに13年程度を要する見込み。この他、入札契約に必要な期間が必要。

- ◆ このため、今後ダム完成までに必要な基本計画(総事業費、工期)の見直しを行うものである。

○基本計画変更の内容

- ◆ 建設に要する費用の変更

ダム本体座取り確定、地質情報の充実の反映等により事業費の見直しが必要になったもの。

総事業費 : 現計画(H21.3) 1,150億円 → 変更案 **1,640億円**

- ◆ 工期の変更

令和元年度には、転流工進入路となる河床進入トンネル工事に現地着手したことで、事業工期を確定することができたため、見直しするもの。

工 期 : 現計画(H21.3) 令和4年度 → 変更案 **令和13年度**

4. 審議の結果

費用対効果

事業名	利賀ダム建設事業				
実施箇所	富山県南砺市				
事業諸元	重力式コンクリートダム 堤高112.0m 堤頂長232.0m 総貯水量 31,100千m ³ 有効貯水量 26,400千m ³				
事業期間	平成元年度実施計画調査着手/平成5年度建設事業着手/令和13年度完成予定				
総事業費	約1,640億円	執行済額 (令和2年度末予定)	約 560億円	残事業費	約 1,080億円
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・庄川は、庄川用水合口ダム付近を扇頂とする扇状地で河床勾配約1/200の急流河川を形成し、富山県内一の穀倉地帯である砺波平野及び射水平野、富山県第2の都市である高岡市街地を貫流する。このため、庄川が氾濫した場合は、拡散型の氾濫形態となり、広範囲に甚大な被害が及ぶ。 ・昭和9年7月洪水では、複数地点で堤防が決壊、平成16年10月台風23号による洪水では、観測史上最高の水位を記録し、堤防や護岸に多大な被害が発生したほか、高岡市、射水市で1,400世帯、2,840人に避難勧告が発令された。 ・庄川における至近の渇水となった平成6年渇水では、6月から8月にかけて降水量が平年に比べて大幅に少なくなり、上流の発電用ダムの貯水量も低下した。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、工業用水道 				

便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数：183 戸、年平均浸水軽減面積：27 ha		基準年度：令和2年度
事業全体の投資効率性	総便益：2,140億円	総費用：1,825億円	B/C：1.2
残事業の投資効率性	総便益：1,480億円	総費用：824億円	B/C：1.8
感度分析	残事業費（-10%～+10%）	残事業（B/C） 1.9～1.7	全体事業（B/C） 1.2～1.2
	残工期（-10%～+10%）	1.8～1.7	1.2～1.2
	資産（-10%～+10%）	1.7～1.9	1.1～1.2

4. 審議の結果

事業の必要性等に関する視点

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

- ・ 庄川流域の関係市町村における総人口は横ばい傾向にあり、沿川の状況に大きな変化はない。
- ・ 庄川流域の水田・畑面積は経年的に減少傾向にあるが、近年は横ばい傾向となっている。
- ・ 日本海側の産業基盤となる主要交通網として、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海北陸自動車道、能越自動車道、一般国道8号が通過している。また、北陸新幹線および高岡砺波スマートICの開通により、今後の更なる地域開発が期待されている。
- ・ 平成10年3月に建設省（現国土交通省）と富山県において、「利賀ダム工事用道路と一般国道471号利賀バイパスの合併施工に関する基本協定」を締結し、平成30年に一部供用開始しており、現在も事業は継続中である。
- ・ 工業用水として利賀ダム建設事業に参画している富山県に対して、平成20年3月に基本計画変更について意見聴取した際、参画内容に変更が無い旨確認し、それ以降も変更の申し出はない。なお、ダム事業の検証に係る検討においては、参画継続の意思があるか等について確認することになっており、平成28年3月に参画継続の意思があることを確認している。

【事業の投資効果】

- ・ 河川整備計画における河道の整備状況下で、利賀ダムの建設により、平成16年10月洪水と同規模の洪水（おがみ雄神地点：4,200m³/s）を流下させた場合の想定氾濫被害が全て解消される。

【事業の進捗状況】

- ・ 平成5年に利賀ダム建設事業に着手。平成6年に基本計画を告示し、平成21年に基本計画（第1回）変更告示、令和2年度に基本計画（第2回）変更予定
- ・ 建設事業着手以降、事業に必要な用地のうち69%が取得済み、家屋移転も100%が完了している。
- ・ ダム本体建設に必要な工事用道路は全体延長11.7kmのうち67%が着手済みである。
- ・ 令和元年度より河床進入路及び利賀トンネル（河床進入）を含む転流工進入路関連工事に着手している。

4. 審議の結果

事業の進捗の見込みの視点

- ・ 庄川では、流下能力の向上と急流河川特有の強大な洪水のエネルギーに対する堤防の安全確保のため、堤防整備、急流河川対策を重点的に実施しているが、未だ治水上対応しなければならない箇所がある。
- ・ ダム事業の進捗に対する地元からの強い要望もあり、今後も引き続き計画的に事業の進捗を図ることとしている。
- ・ 令和元年度に転流工進入路となる河床進入トンネル工事に着手したことで、事業工期を確定することができたため、工期を現計画の令和4年度から令和13年度に見直した。また、第7回利賀ダム建設事業監理委員会では事業進捗の観点から利賀ダム基本計画（第2回）変更内容について妥当であると提言を頂いている。

コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

- ・ 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、代替の比較検討を含め、検証に係る検討を行い、ダム事業の検証に関する対応方針を「継続」決定している。今回の利賀ダムの総事業費の変更を考慮しても、現計画（利賀ダム案）と代替案とのコスト面での優劣に変化はない。
- ・ 予定している利賀ダム基本計画（第2回）変更において、トンネル等掘削ズリのダム本体骨材への転用や選択取水設備の簡素化などコスト縮減を図っている。
- ・ 第7回利賀ダム建設事業監理委員会では事業監理の観点から利賀ダム基本計画（第2回）変更内容について妥当であると提言を頂いている。今後も工法の工夫や新技術の積極的な採用等より一層コスト縮減に努めるとともに、利賀ダム建設事業監理委員会に諮りながら適切に事業進捗、事業監理を行って行く。

関係する地方公共団体等の意見

- ・ 事業継続に同意する。
沿川住民の生命と財産や地域の安全を守るため、計画的かつ一日も早い完成を図ること
事業執行の効率化やコスト縮減をより一層進め、総事業費の抑制に最大減努めること

4. 審議の結果

■ 対応方針(案)：事業継続

- ・ 第2回庄川水系流域委員会において審議され、事業継続は妥当という結果を得ているため。